

企画競争実施の公示

令和4年6月16日

一般社団法人 山陰インバウンド機構

次のとおり、企画提案書の提出をお願いします。

1. 業務概要

(1) 業務名

令和4年度訪日外国人旅行者周遊促進事業

「プラットフォーム型スクールによる観光人材創出・支援事業」

(2) 業務内容

別紙「説明書」による

(3) 履行期限

令和5年3月10日(金)

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 当機構への協力体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3. 手続等

(1) 担当部署

一般社団法人 山陰インバウンド機構

〒683-0043 鳥取県米子市末広町 311 番地 米子駅前ショッピングセンター4F

E-mail: sanindmo@sanin-dmo.jp

TEL: 0859-21-1502 / FAX: 0859-21-1524

(2) 企画提案書の作成様式及び記載上の留意点

業務の実施方針、手法等を記載した企画提案書(A4判 15枚程度)に併せて、次の事項を記載した書面を提出して下さい。

- ・事業の定性的・定量的な目標値
- ・業務の実施体制、実施工程
- ・緊急時の連絡体制
- ・苦情等相談に係る処理体制
- ・配置予定技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況(該当する場合)

- ・業務項目別の経費概算
 - ・再委託等の有無及び予定(ただし、発注者側の承諾を要するものに限る。)
- (3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法
 提出期限: 令和4年6月27日(月)17時00分(必着)
 場 所: (1)に同じ。
 方 法: 郵送により原則6部提出することとし、電子データも併せて提出すること。
- (4) ヒアリング実施の有無 無
- (5) 契約の相手方として最適なものを特定(以下「特定」という)するための企画提案書の評価基準
- ① 業務内容の理解度: 調査目的、業務内容について十分に理解していること。
 - ② 提案内容の優良性: 提案内容に具体性、妥当性、実現可能性を伴い、優れていること。
 - ③ 提案内容の独創性: 独自の発想に基づく提案内容が含まれていること。
 - ④ 業務遂行の安定性: 実施体制、実施スケジュール等の業務環境が、委託業務を安定的に遂行できるものであること。
 - ⑤ 業務成果の中立性: 適正公平な業務成果を示すことができること。
 - ⑥ 必要経費: 業務内容に見合った適切な経費であること。
 - ⑦ 専門的知識: 業務を遂行するために必要十分な専門的知識を有すること。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 本業務の支払条件及び概算予算額
 - ・支払条件: 完了検査終了後、適法な請求書を受理して30日以内。
 - ・概算予算額: 1,300万円を上限とする。(消費税及び地方消費税を含む)
- (4) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (5) 提出期限までに到達しなかった企画提案書は、いかなる理由をもっても特定しないものとする。
- (6) 提出された企画提案書の差替え及び再提出は、原則認めない。
- (7) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (8) 提出された企画提案書は、原則返却しない。
- (9) 原則として、本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。
- (10) 提出された企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (11) 特定した提案内容については、当機構の情報公開規程に基づき、開示する場合がある。
- (12) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、当機構の会計規程に基づく契約手続の完了までは、当機構との契約関係を生じるものではない。
- (13) 提出期限までに成果物を提出する見込みがないことが明らかな場合は、契約の全部又

は一部を解除する。

(14) 企画競争の結果は、原則として提案書の提出期限の翌日から14日以内に、企画提案者に対して書面で通知するとともに、当機構ホームページで次の事項を公表する。

- ・特定した企画提案書を提出した者の名称、住所、代表者氏名及び決定日
- ・企画提案者ごと、評価項目ごとの評価得点及び合計点

(15) 契約履行過程で生じた成果物の著作権は当機構に帰属する。

(16) 不明な点等の問い合わせ先等

- ・問い合わせ先: 3. (1)に同じ

(担当: 公示等に関して: 石原、説明書等事業内容に関して: 米村)

- ・問い合わせ方法: 電話又は電子メール

- ・問い合わせ期間: 公示の日から、3. (3)に記載の提出期限まで

なお、評価基準の配点は、質問の対象外とする。

説 明 書

1. 業務名

令和4年度訪日外国人旅行者周遊促進事業
「プラットフォーム型スクールによる観光人材創出・支援事業」

2. 実施時期

契約締結の日～令和5年3月10日

3. 業務の目的

インバウンドを見据えた「観光」の取組は、地域経済を支える大きな柱である。地方における「観光」の取組は、経済的側面だけではなく社会的側面（公共サービス、住民生活、環境保護等）でも有益でなくてはならない。そういった地方にとっての「観光」を理解し、地域の資源を価値化し、観光資源として活用した持続的な観光ビジネスの展開や、観光地域づくりや地域課題解決の取組などが出来る中核人材が、山陰地域における「観光」の取組には必要不可欠である。

そういった中核人材は、山陰各地の地域や企業においても即戦力として求められる。しかし、育成した人材が地域で活躍するには時間を要する為、当機構は立ち上げ当初より、継続的に中核人材育成事業に取組んできた。

本事業は、そういった継続的で持続的な観光中核人材育成を目指し、産学連携の取組を実現するもので、地域に観光人材育成の取組が根付くことを目的とし実施する。

4. 業務の内容

観光の取組等における中核人材育成のためのプラットフォームとして、地域の大学等と連携した教育プログラムの企画運営を行う。

主に山陰両県から候補人材の受講者を募り、「観光」の取組に必要な考え方や事例、ノウハウ等を学んで頂く。そして、受講者が目指す「観光」の取組や課題の解決等において、実現可能な道筋がつくように支援する。

その為に必要なセミナーやワークショップ等を実施。また、個別伴走支援にも取組む。

受入環境整備事業

大学等と連携した観光人材育成のためのプラットフォームを企画・運営し、下記の①～④を実施する。

【プラットフォームの企画・運営に関する条件】

- ・ 受講者（※）の募集及び相談対応を行うこと
- ・ 地域事業者等との連絡調整業務を行うこと
- ・ その他、プラットフォーム運営に必要な業務を行うこと
- ・ 事業期間中は、事業成果を目指し、受講者の課題解決や具現化等に向け、フォロー対応を行うこと

（※）受講者

- ・ 観光地域づくりや観光ビジネス、地域活性化等を担っている者、また、それらに関して志向・挑戦心のある者
- ・ 地域に根差した観光事業の再構築を目指し、検討している者
- ・ 観光において新たな取り組みを企画検討している、あるいは課題解決を検討している者 等

※上記は社会人、学生等問わない

◎ 受講者が、「観光」の取組に必要な考え方や知識、ノウハウを習得するためのセミナーの開催、及び各受講者による課題解決や取組の具現化を伴走支援する事業

① 専門家を用いたセミナー（講座の実施）

- ・ 全期間を通じて8回以上のプログラムを設定すること
- ・ 今後の持続的観光地域形成の理解、訪日外国人もターゲットとして見据えた観光取組のノウハウ習得や事例研究等を可能とすること
- ・ オンラインの活用を可能とすること
- ・ 各分野、領域の専門家や実績者を外部講師として招請し組み立てること
- ・ セミナーの内容は地元企業のスキルアップに生かされる内容を含むものとし、受講者以外でもセミナーを聴講できる体制を整える（以降、セミナーのみの受講者を「参加者」と呼ぶ。）

② ワークショップ（グループワーク）等

- ・ 講師や専門家（アドバイザー等）の指導により、思考、意見交換、批評する場を設定し、受講者個々の課題解決や今後の事業や取組、企画、計画等の具現化について検討を進めること
- ・ 全期間を通じて10回以上程度のプログラムを設定すること（①の専門家を用いたセミナーとは別枠で確保すること）
- ・ 意見交換、研鑽、交流等、ワークショップ形式で実施すること
- ・ 受講者個々の課題解決や取組の具現化が進む内容とすること
- ・ オンラインの活用を可能とすること

③ フィールドワーク（事例検証（視察等）、モニターによる検証）等

- ・ 観光の現場（フィールド）で取組まれている事例を、実際に観て感じ検討出来る視察を実施すること
- ・ モニター検証として、課題解決や取組の具現化に向けた検証や改善の場

をフィールドワークで設定すること

④ 専門家による伴走支援（個別支援）

- ・具現化の精度を上げることの出来る受講者、又は具現化する為にどうしても専門家の関与が必要となる受講者に対して、適した専門家等をマッチングし個別支援を行うこと（専門家等活用 2名以上）
- ・伴走支援については、最大限の成果を見据え、効果的な企画と柔軟な運営とすること

《目標と成果指標について》

受講者・参加者登録数 25人

受講者・参加者による今後の取組や課題解決の具現化数
（道筋がついたものも含む） 8件

5. 企画提案、業務の実施、運営について

- （1）企画提案においては、本事業の趣旨、目的を理解し、成果が最大限期待できる企画を提案すること
- （2）本業務の実施に当たっては、可能な限り地元大学等と連携し、人材育成のノウハウの蓄積とプラットフォーム運営が持続的な形となるよう工夫すること
- （3）受講者、参加者の募集、告知においては、効果的に実施すること
- （4）本業務の実施にあたっては、当機構と十分協議のうえ行うこと

6. 成果物の提出等

- （1）成果物
事業実施報告書（A4版） 5部（紙媒体）及び電子データ（一式）
- （2）提出場所
一般社団法人 山陰インバウンド機構
- （3）提出期限
令和5年3月10日（金）
なお、作成にあたっては、以下について留意のこと
① 事前に監督職員の承認を受けること
② 事業実施状況等をわかり易く編集すること
③ 事業実施による効果を調査し、取りまとめること

7. その他

- （1）当機構と十分協議しながら事業を進めること。
- （2）事業の実施にあたっては、「Japan. Endless Discovery.」や「縁の道～山陰～」のロゴマーク等を使用する等、国及び当機構の進める事業であることが分かるよう表示すること。